

質 問 に 対 す る 回 答 《 荒子川公園 》

No.	回答掲載日	質問区分	質 問 内 容	回 答	備 考
1	7月6日	業務仕様書	ガーデンプラザにおける物販の年間売上・収支を可能な限り詳細にお示しいただけないでしょうか。	現指定管理者の希望により、非公開とさせていただきますので、ご了承ください。	
2	7月6日	業務仕様書	川を活用する活動(イベント、レクリエーション、自然学習等)は不可でしょうか。また、応募書類に記入しても、点数がつかないということとなりますか。	荒子川は、業務の対象区域ではありません。ただし、荒子川公園の魅力向上や利用促進に資することを目的とするなど自主事業としての提案は可能であり審査の対象です。なお、事業の内容によっては、名古屋市の許可や使用料等が発生することがあり、荒子川の上管理上支障のある場合、認められないこともあります。	
3	7月6日	募集要項	修繕工事費の記載がありますが、現在、わんぱく冒険広場内公園遊具のターザンロープが2基中1基欠損している状態と見受けられます。こちらは、本年度内施工の予定はありますか。	故障しているわけではなく、利用者の安全対策として1基にしていますので、2基にする予定はありません。	
4	7月6日	維持管理水準表	維持管理水準表に記載されている清掃のごみ処分量を教えてください。	維持管理水準表に実績を追記しました。 維持管理水準表・計画表(令和4年7月6日修正版)をご確認ください。	
5	7月6日	維持管理水準表	建築物定期点検について、前回点検したのはいつなのか教えてください。		
6	7月6日	募集要項	指定管理業務のうち行為許可の受付に関する業務が指定期間中に変わる場合があります。と記載されていますが、具体的にどのような業務が想定されますか。	撮影にかかる行為許可についての許可権限を土木事務所長から指定管理者へ移譲し、受付業務から許可業務への変更を検討しています。また、撮影にかかる行為許可使用料を利用料金制とし、指定管理者の収入とすることも併せて検討しています。権限移譲に伴い、許可証の作成交付事務、許可使用料徴収事務が指定管理業務として追加されることが想定されます。	

質 問 に 対 す る 回 答 《 荒子川公園 》

No.	回答掲載日	質問区分	質 問 内 容	回 答	備 考
7	7月6日	業務仕様書	自主事業について、飲食店や物品販売店として新たに建物を設置することは可能ですか。可能の場合、建物の規模や構造に制限はありますか。	公園の利便性向上のために、飲食店や物品販売店を設置することは可能です。その場合、設置許可を受け、許可使用料を支払う必要があります。ただし、飲食店や物品販売店の営業内容が公園に設置される便益施設として適切である必要があり、名古屋市が不適切と判断した場合は認められません。また、建築物を設ける場合は、詳細について名古屋市と事前に協議の上、事業者において建築確認を得る必要があり、指定管理期間が終了するときは、建築物の撤去、原状回復が必須の条件になります。	
8	7月6日	業務仕様書	自主事業のイ その他の自主事業に講習室や会議室等の有効活用とありますが、貸しスペースとして利用することは可能ですか。	講習室や会議室等の有効活用として、貸しスペースとしての利用は可能です。ただし、使用料を徴収して貸しスペースとして利用する場合は、管理許可を受け、許可使用料を支払う必要があります。また、貸しスペースの使用料は名古屋市と事前に協議が必要です。なお、利用内容によっては認められない場合があります。	